

地域データセンター整備に関する支援施策

地域データセンター整備助成等*

* 特定通信・放送開発事業実施円滑化法による支援

東京圏以外の地域におけるデータセンターの整備に対し、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)が、**助成金の交付及び債務保証**を行います。
(令和4年3月31日まで)

1. 助成金

【対象設備】

サーバ用の電子計算機及びこれと同時に設置するルータ・スイッチ・電源装置等の電気通信設備

【その他の主な要件】

- 申請者が電気通信事業者であること。
- 東京圏※1以外の区域に対象設備を設置すること。
- ホスティング、クラウド等のサービスとして他人に利用させること。
- IPv6に対応していること。
- 地域の振興又は設備に関する計画との調和が図られていること。
- 地域の特性等を踏まえ、当該地域の経済に貢献する事業となるよう努めていること。
- 地域振興計画等と調和し、かつ、地域経済への貢献に努めていること。
- 地域データセンター整備促進税制支援の対象設備でないこと。

【助成金の額】

- ① 新設※2又は特に必要と認められた場合:助成対象経費の1/2(上限2,000万円)
- ② ①以外の場合:助成対象経費の1/2(上限1,000万円)

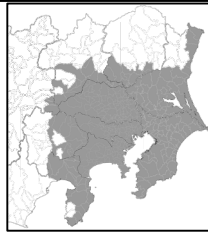
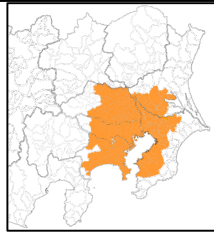
【必要な手続】

対象設備の取得の前に、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)へ申請してください。申請内容について、NICTの評価委員会において審査されます。

2. 債務保証 (保証期間10年以内、保証額最大12億円)

地域データセンター整備に係る費用を広く対象とし、金融機関からの融資を受ける際にNICTによる債務保証を受けることが可能です。事前に総務大臣の計画認定を受けた上で、金融機関を通じて申し込むことが必要です。詳細はお問合せください。

- ※1 東京圏
茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の一部
- ※2 当該データセンターの着工日が申請日以降である場合
- ※3 首都直下地震緊急対策区域
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県の一部



地域データセンター整備促進税制**

** 地方税法に基づく支援

首都直下地震緊急対策区域以外の地域のデータセンターにおいて、同区域内のデータセンターのバックアップを行うための設備投資に対し、**固定資産税の3年間の課税標準3/4**が適用されます。(令和4年3月31日まで)

【対象設備】

サーバ用の電子計算機及びこれと同時に設置するルータ・スイッチ・電源装置

【その他の主な要件】

共通要件:

- 申請者が電気通信事業者であること。
- ホスティング、クラウド等のサービスとして他人に利用させるための設備であること。
- 首都直下地震緊急対策区域※3以外の区域に対象設備を設置すること。
- 専ら首都直下地震緊急対策区域のデータセンターのバックアップの用途に使用する設備であること。
- 首都直下地震緊急対策区域の内外にデータセンターを持つ事業者の場合、対象設備の取得価額が以下の2点を満たすこと。
 - ①合計5億円以上であること
 - ②計画に係る総取得価額に占める割合が20%以上であること

【支援の内容】

対象設備の固定資産税の3年度分の課税標準3/4

【必要な手続】

対象設備の整備に関する計画について総務大臣の認定を受けた上で設備の取得を行い、固定資産の申告を行ってください。

詳細はホームページをご覧ください

データセンター 地域分散化

検索

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/datacenter/

【問い合わせ先】

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課

電話:03-5253-5853

FAX:03-5253-5855

e-mail: datacenter@ml.soumu.go.jp